新潟県条例第48号

新潟県児童福祉法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（不服審査会の設置）

第２条　知事は、法第56条の５の５第２項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第98条第１項の規定により、新潟県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

２　知事は、法第56条の５の５第１項の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審理を求めなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 知事が障害保健福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。

（委員の定数）

第３条　法第56条の５の５第２項において準用する障害者総合支援法第98条第２項の条例で定める員数は、15人以内において知事が定める数とする。

（医師等に対する報酬）

第４条　法第56条の５の５第２項において準用する障害者総合支援法第103条第２項の規定により支給する報酬の額は、１件につき、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）別表に規定する附属機関の構成員に係る報酬日額の上限の範囲内において知事が定める。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

（過料）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10万円以下の過料を科する。

(1) 法第24条の４第２項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者

(2) 正当の理由がないのに、法第57条の３第３項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。